

耐震改修促進法の解説Q Aの修正
(見え消し)

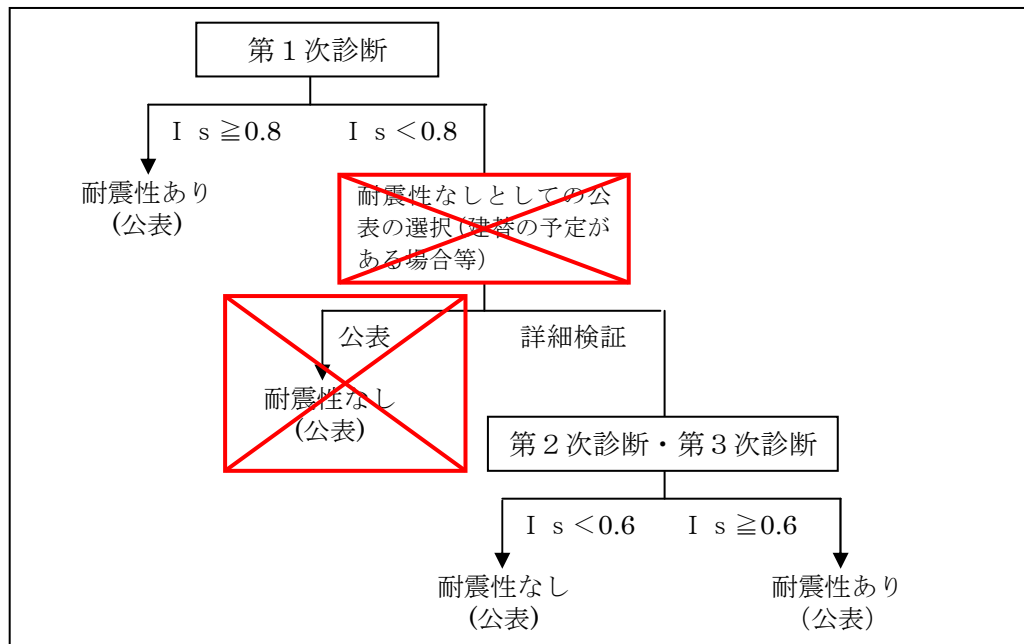
問 近く建替えを予定していますが、耐震診断は第1次診断の結果で報告してもいいのですか。

(答)

耐震診断基準と同等の基準として認定されている既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準では、評価方法として、第1次診断法、第2次診断法、第3次診断法があり、次数が増えるにしたがって診断の方法が詳細になります。

第1次診断のみを実施して報告する場合には、 I_s 値が0.8以上の場合には耐震性ありとして、のみ報告が可能です。0.8未満の場合には耐震性なしとして公表されることとなります。第2次診断以上の診断が必要であり、第1次診断のみでは耐震診断の結果の報告はできません。

なお、0.8未満でも耐震性はある場合があります。耐震性があることを確認したい場合には、第2次診断以上の診断をすることが必要になります。



耐震改修促進法の解説Q Aの修正
(溶け込み)

問 近く建替えを予定していますが、耐震診断は第1次診断の結果で報告してもいいのですか。

(答)

耐震診断基準と同等の基準として認定されている既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準では、評価方法として、第1次診断法、第2次診断法、第3次診断法があり、次数が増えるにしたがって診断の方法が詳細になります。

第1次診断のみを実施した場合には、 I_s 値が0.8以上の場合のみ報告が可能です。0.8未満の場合には第2次診断以上の診断が必要であり、第1次診断のみでは耐震診断の結果の報告はできません。

